平成２２年（フ）第４８５号
群馬県前橋市泉沢町766番地７
債務者　田中佐智子
1　決定年月日時　平成22年９月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第４８６号
群馬県前橋市荒牧町1227番地５瓔珞２―102号
債務者　板橋　治美
1　決定年月日時　平成22年９月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第４８７号
群馬県吾妻郡長野原町大字与喜屋87番地２
債務者　吾妻惠美子（旧姓篠原）
1　決定年月日時　平成22年９月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第４９２号
群馬県吾妻郡草津町大字草津799番地29
債務者　粟國　泰央
1　決定年月日時　平成22年９月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第２４０号
群馬県富岡市七日市196番地　観音前市営88―３―54
債務者　羽鳥　勝利
1　決定年月日時　平成22年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２２年（フ）第２５１号
群馬県安中市中後閑2679番地、住民票上の住所群馬県高崎市中大類町364番地２
債務者　近藤　里香
1　決定年月日時　平成22年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２２年（フ）第２９１号
群馬県安中市安中5224番地１　小林アパートＣ
債務者　新宮　悦子
1　決定年月日時　平成22年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２２年（フ）第２９２号
群馬県高崎市大橋町29番地１　ダイアパレス北高崎ステーションサイド1303号
債務者　舩杉　力惠
1　決定年月日時　平成22年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２２年（フ）第３００号
群馬県藤岡市上大塚600番地　市営住宅水押団地85―１―９号
債務者　新井　淑一
1　決定年月日時　平成22年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２２年（フ）第３１１号
埼玉県深谷市東方3753番地６
債務者　横山　敬子
1　決定年月日時　平成22年９月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第３８４号
埼玉県東松山市大字上野本1871番地７
債務者　野村　尚人
1　決定年月日時　平成22年９月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第３１４号
新潟市江南区旭２丁目３番37号
債務者　田沢　義秋
1　決定年月日時　平成22年９月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３１５号
新潟市江南区旭２丁目３番37号
債務者　田沢　玲子
1　決定年月日時　平成22年９月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３４２号
新潟県五泉市船越124番地、前住所新潟市江南区旭２丁目３番37号
債務者　田沢　　孝
1　決定年月日時　平成22年９月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４２０号
新潟市中央区網川原２丁目５番17号
債務者　大澤　悦子
1　決定年月日時　平成22年９月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４４２号
新潟県五泉市村松96番地５
債務者　波多野裕子
1　決定年月日時　平成22年９月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４５６号
新潟市中央区女池上山３丁目11番31号　コーポコバヤシ103号
債務者　石原　明典
1　決定年月日時　平成22年９月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
新潟地方裁判所民事部